

概要

- パーソナルな移動を可能とするシェアサイクル、マイクロモビリティ等を運用するために必要な機器やシステムの導入を支援



シェアサイクル



電動キックボード

補助対象事業者

- シェアサイクル、マイクロモビリティ等の貸出拠点を設置し、又は管理する者

補助対象経費

- シェアサイクル、マイクロモビリティ等の導入に必要なシステムの整備・改良費及び利用促進等に係る経費(貸出用ヘルメットの購入費を含む。)
- シェアサイクル、マイクロモビリティ等の貸出・返却を行う場所であって、舗装や柵、精算機、ヘルメット貸出等設置を含めたシェアサイクル、マイクロモビリティ等を駐車するために必要な環境の整備・改良費

補助率

- 最大1/3